

2026年4月9日

各位

会社名 株式会社ソラスト  
代表者名 代表取締役社長 CEO 野田 亨  
(コード番号 6197 東証プライム)  
問合わせ先 執行役員 管理本部長 横田 諭  
(TEL. 03-6890-8904)

(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について

MP-2605 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2026年3月24日、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、同年3月25日より本公開買付けを開始しております。

公開買付者は、本公開買付けの公表日である2026年3月24日において、当社の従業員をその会員とする従業員持株会に対し、当社株式(又は公開買付者の祖父母会社であるMP-2603株式会社の株式)の継続保有に係るアレンジメントを提案していたところ、同従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同したとのことです。

これに伴い、当社が2026年3月24日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の内容を以下のとおり一部変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

## 記

(変更前)

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)の一環として行われるMP-2605株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

<中略>

(注)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象者の経営陣が、買収資金の全部又は一部を共同で出資して、買収対象者の事業の継続を前提として買収対象者の株式を取得する取引をいいます。当社の代表取締役社長である野田亨氏(以下「野田氏」といいます。)が本公開買付け成立後も引き続き当社の事業成長に向けて経営全般に関わっていくことを予定しており、本取引(下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。)は公開買付者及び野田氏の合意に基づいて行われるものであることに加え、当社の従業員をその会員とする当社の従業員持株会(以下「当社従業員持株会」といいます。)に対し、本従業員持株会継続保有(下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。)を提案し、当社従業員持株会がこれに賛同した場合には、本スクイーズアウト手続(下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠

及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。)後に、当社従業員持株会は、MBK ファンド(下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。)、野田氏とともに、公開買付者祖父母会社(下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。)を通じた当社への出資を継続することとなることから、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当いたします。

(変更後)

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)の一環として行われる MP-2605 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

<中略>

(注)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象者の経営陣が、買収資金の全部又は一部を共同で出資して、買収対象者の事業の継続を前提として買収対象者の株式を取得する取引をいいます。当社の代表取締役社長である野田亨氏(以下「野田氏」といいます。)が本公開買付け成立後も引き続き当社の事業成長に向けて経営全般に関わっていくことを予定しており、本取引(下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。)は公開買付者及び野田氏の合意に基づいて行われるものであることに加え、当社の従業員をその会員とする当社の従業員持株会(以下「当社従業員持株会」といいます。)に対し、本従業員持株会継続保有(下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。)を提案していたところ、当社従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同したとのことですので、本スクイズアウト手続(下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。)後に、当社従業員持株会は、MBK ファンド(下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。)、野田氏とともに、公開買付者祖父母会社(下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。)を通じた当社への出資を継続することとなることから、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当いたします。

(変更前)

#### 1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	MP-2605 株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 野田 亨
(4) 事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること
(5) 資 本 金	50,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2026年2月10日
(7) 大株主及び持株比率	MP-2604 株式会社 100.00%
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	公開買付者と当社との間には記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の代表取締役である野田氏は、本野田氏保有譲渡制限付株式(下記

	「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に定義します。以下同じです。)として所有する 92,465 株及び当社の役員持株会を通じて間接的に所有する 24,121 株をあわせて当社株式を 116,586 株(所有割合(注):0.13%)所有しております。
人 的 関 係	本日現在、当社の代表取締役社長 CEO である野田氏は公開買付者の代表取締役を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(注)「所有割合」とは、当社が 2026 年3月 13 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された 2026 年 2月 28 日現在の当社の発行済株式総数(94,741,793 株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(4,050,569 株)を控除した株式数(90,691,224 株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

(変更後)

#### 1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	MP-2605 株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 野田 亨
(4) 事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること
(5) 資 本 金	50,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2026 年2月 10 日
(7) 大株主及び持株比率	MP-2604 株式会社 100.00%
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	公開買付者と当社との間には記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の代表取締役である野田氏は、本野田氏保有譲渡制限付株式(下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に定義します。以下同じです。)として所有する 92,465 株及び当社の役員持株会を通じて間接的に所有する 24,655株をあわせて当社株式を 117,120 株(所有割合(注):0.13%)所有しております。
人 的 関 係	本日現在、当社の代表取締役社長 CEO である野田氏は公開買付者の代表取締役を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(注)「所有割合」とは、当社が 2026 年3月 13 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された 2026 年 2月 28 日現在の当社の発行済株式総数から変更がない旨当社から報告を受けた 2026 年3月 24 日現在の当社の発行済株式総数(94,741,793 株)から、(i)同自己株券買付状況報告書に記載された同年2月 28 日現在の当社が所有する自己株式数(4,050,569 株)、(ii)当社が同年3月 24 日に提出した「自己株式の取得中止および取得状況に関するお知らせ」に記載された同年3月1日から同年3月 24 日までに当社により取得された自己株式数(124,100 株)並びに(iii)同年2月 26 日及び2月 27 日を約定日として取得した旨当社から報告を受けた自己株式数(16,500 株。なお、この株式数は、上記(i)及び(ii)のいずれにも含まれておりません。)の合計数(4,191,169 株)を控除した株式数(90,550,624 株。以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

##### ① 本公開買付けの概要

(変更前)

公開買付者は、当社の代表取締役社長である野田氏が代表取締役を務めている、2026年2月10日に設立された株式会社であり(注1)、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している当社株式を取得及び所有することにより、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)を実施し、その後当社の事業を支配及び管理することを主たる目的としているとのことです。

本公開買付けは、以下に詳述するとおり、マネジメント・バイアウト(MBO)の一環として、当社取締役会の賛同のもと、友好的に当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式(以下に定義します。)、及び当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合における従業員持株会保有株式(以下に定義します。)を除きます。)を取得するために実施されるとのことです。

<中略>

(注3) 本取引後、野田氏は、本再出資(以下に定義します。以下同じです。)を通じて公開買付者祖父母会社の所有株式数を増加させる予定であるとのことです。なお、本再出資の具体的な条件は未定ですが、本再出資後における、野田氏の公開買付者祖父母会社に係る所有割合は0.5%未満となる想定です。また、公開買付者は、当社従業員持株会についても本三角株式交換(以下に定義します。以下同じです。)を通じて公開買付者祖父母会社の(共同)株主となっていただくための一連の手續に係る提案を行う予定であるとのことですが、詳細は後述いたします。

<中略>

なお、公開買付者らは、以下に詳述するとおり、本日、当社の従業員をその会員とする当社従業員持株会に対し、本従業員持株会継続保有を提案する予定とのことです。当社従業員持株会がこれに賛同した場合には、本スクイズアウト手續後に、当社従業員持株会は、MBK ファンド、野田氏とともに、公開買付者祖父母会社を通じた当社への出資を継続することとなるとのことです。

<中略>

また、本公開買付けに際し、公開買付者は、2026年3月24日付で、2025年9月30日現在において当社の筆頭株主である大東建託株式会社(以下「大東建託」といいます。)(所有株式数:31,805,100株、所有割合:35.07%)との間で、大東建託が所有する当社株式の全て(以下「不応募合意株式」といいます。))について、本公開買付けに応募しないこと、本臨時株主総会(下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。))において、大東建託が所有する全ての当社株式に関して、本株式併合に関する議題に賛成すること、また、本株式併合の効力発生後に当社が実施する本自己株式取得(以下に定義します。以下同じです。))に応じて大東建託が所有する不応募合意株式の全てを売却すること等を内容に含む取引合意書(以下「本取引合意」といいます。)を締結しているとのことです。

<中略>

さらに、公開買付者は、当社の従業員に対し、当社の企業価値向上に向けた共通のインセンティブをより多く有してもらうことを企図し、2025年9月30日現在において、第5位株主である当社従業員持株会(所有株式数:2,382,144株、所有割合:2.63%。なお、当社従業員持株会からの退会者が生じる等により、この所有割合は変動する可能性がございます。))に対し、本日、大要以下のとおり、当社株式(又は公開買付者祖父母会社の株式)の継続保有に係るアレンジメントを提案する予定であるとのことです。もっとも、本日現在では、当該アレンジメントについて、当社従業員持株会と未協議であるため、詳細は未定であるとのこと(以下、当該アレンジメントを「本従業員持株会継続保有」といいます。))。

- ・ 当社従業員持株会が所有する当社株式の全て(以下「従業員持株会保有株式」といいます。))について、本公開買付けに応募しないこと、並びに会員による拠出及び従業員持株会による定期買付

が停止されること

- ・ 第2回株式併合(以下に定義します。)が実施される場合には、それに先立ち、本貸株(以下に定義します。)を実施すること
- ・ 本スクイズアウト手続後、本三角株式交換を実施すること

当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合、その旨及び関連する事項について、公開買付届出書に係る訂正届出書を提出する予定とのことです。当該提出の時期については、2026年4月中旬を見込んでいるとのことです。なお、仮に当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同しなかった場合、本三角株式交換は実施されない予定であるとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(注5)(28,530,600株(所有割合:31.46%))に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、当社株式の非公開化を目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(28,530,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

(注5) 買付予定数の下限(28,530,600株)は、当社の議決権数(当社が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の当社の発行済株式総数(94,741,793株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(4,050,569株)を控除した株式数(90,691,224株)に係る議決権の数である(906,912個)に3分の2を乗じた数(604,608個)から不応募合意株式(31,805,100株)に係る議決権数(318,051個)及び当社の取締役に対して譲渡制限付株式報酬として付与された当社の本譲渡制限付株式(注6)(125,241株)に係る議決権数(1,251個)を控除した議決権数に100を乗じた数(28,530,600株)を設定しているとのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除きます。)を取得出来なかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対して、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者、大東建託及び当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の当社従業員持株会(以下「残存予定株主」と総称します。)のみとするための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)を実施することを要請する予定であるところ、本スクイズアウト手続として本株式併合の実施を想定しているため、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に残存予定株主が当社の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためであるとのことです。なお、買付予定数の下限の計算においては、本従業員持株会継続保有について当社従業員持株会と未協議であるため、従業員持株会保有株式に係る議決権数は控除していないとのことです。また、本株式併合後において、当社に残存予定株主以外の株主が存在する場合は(以下、当該株主を「多数保有株主」といいます。)、当社において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、また、本自己株式取得を行った上で、公開買付者及び当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の当社従業員持株会は、本スクイズアウト手続の一環として、当社従業員持株会が貸主、公開買付者が借主となり、所有する当社株式の全てを公開買付者に貸し出した上で、再度当社株式の併合(以下「第2回株式併合」といいます。)を行い、第2回株式併合の効力発生後、公開買付者が当該借り受けた当社株式を当社従業員持株会に返還する取引(当該貸出し及び返還の取引を以下「本貸株」といいます。)を通じて、当社の株主を公開買付者及び当社従業員持株会のみとするための手続を実施することを予定しているとのことです。なお、貸株料等の本貸株の条件は本日現在未定とのことです。また、いわゆる「マジヨリ

ティ・オブ・マイノリティ)(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジヨリティ・オブ・マイノリティ)(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定していないとのことです。

<中略>

最後に、当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合は、本スクイズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、また、当社において有価証券報告書提出義務の免除を受けた上で、公開買付者及び当社従業員持株会は、当社従業員持株会が当社株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者祖父母会社の A 種種類株式(以下「本 A 種種類株式」といいます。)を受け取ることを目的とした三角株式交換(具体的には、公開買付者を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とし、株式交換の対価を公開買付者が所有する本 A 種種類株式とした上で、これを株式交換の実施時点における当社の株主である当社従業員持株会に対して交付する株式交換を指します。以下「本三角株式交換」といいます。また、対価を種類株式としている理由は、当社従業員持株会が所有することになる公開買付者祖父母会社の株式に関しては、本三角株式交換の実施以降に当社従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を定めるために、普通株式とは異なる仕組みを設定する必要があることによるとのことです。)を実施し、当社従業員持株会と MBK ファンドとの間で公開買付者祖父母会社に係る株主間契約を締結する予定であるところ、その内容は本日現在未定であるとのことですが、今後当社従業員持株会と協議しながら決定する予定であるとのことです。なお、本三角株式交換の具体的な日程については本日現在未定であるとのことです(注8)。さらに、本 A 種種類株式の内容は本日現在未定であるとのことですが、基本的には普通株式と同じ内容とした上で、本三角株式交換の実施以降に当社従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を今後当社従業員持株会と協議しながら決定する予定であるとのことです。

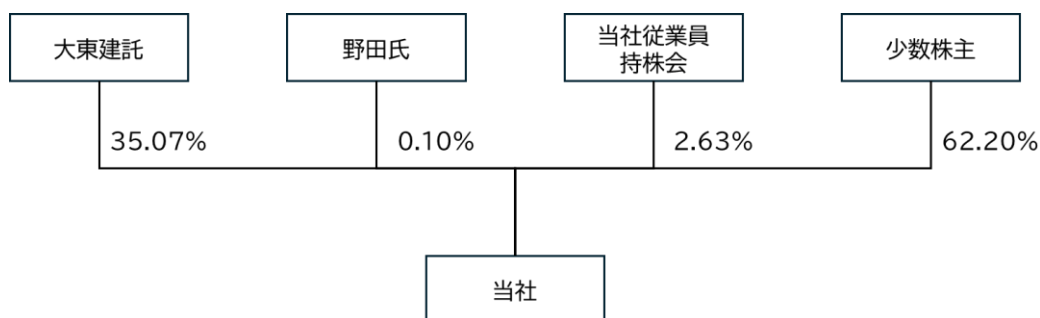
(注8) 本三角株式交換は、当社従業員持株会による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであり、本三角株式交換の株式交換比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性の趣旨に反しないよう、当社株式の価値は本公開買付価格を上回らない価格で評価(但し、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定であるとのことです。)の上で、本公開買付価格よりも有利な条件とならない株式交換比率を設定するとのことです。なお、本三角株式交換は、当社従業員持株会として一体的に当社株式を継続保有することで、当社の従業員の中長期的な経営参画意識を維持・強化するとともに、マネジメント・バイアウト(MBO)後の事業運営の安定性を確保することを企図するものであるとのことです。また、野田氏による再出資の条件は本日現在未定であり、かつ、当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合であっても、当社従業員持株会から退会者が生じる等により、当社従業員持株会の当社株式の所有割合は変動する可能性があり、ひいては本三角株式交換実施時に当社従業員持株会が所有する公開買付者祖父母会社の株式数も変動し得ることから、本三角株式交換後の所有割合を特定することができず、以下のスキーム図等において、本三角株式交換後については、公開買付者祖父母会社の各株主に係る所有割合の記載を省略しているとのことです。

現在想定されている、本取引の各手続の概要は以下のとおりとのことです。

[本取引のスキーム図]

1 本公開買付けの実施前(本日現在)

2026年2月28日時点において、大東建託が当社株式31,805,100株(所有割合:35.07%)、野田氏が92,465株(所有割合:0.10%)、当社従業員持株会が2,382,144株(所有割合:2.63%)、少数株主が56,411,515株(所有割合:62.20%)を所有。



## 2 本公開買付けの成立後(2026年5月中旬)

公開買付者は、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式、当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除きます。)を対象に本公開買付けを実施。本公開買付価格は1,119円。

(注9) 公開買付者祖父母会社に係る MBK ファンドの所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入した場合に 100.00%となりますが、便宜上 99.99%と表記しているとのことです。以下、「3 本スクイズアウト手続(本株式併合後)(2026年8月上旬)(予定)」においても同じです。

(注10) 当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同しなかった場合、本スクイズアウト手続を経て、公開買付者と大東建託のみが当社の株主となる予定であるとのことです。その後、本自己株式取得により、公開買付者のみが当社の株主となり、本再出資は行われますが、本三角株式交換は実施しないとのことです。

## 3 本スクイズアウト手続(本株式併合後)(2026年8月上旬)(予定)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除きます。)を取得できなかった場合は、本公開買付けの成立後、当社に対して本株式併合の手続の実行を要請し、当社の株主を残存予定株主のみとするための一連の手続を実施。

<中略>

## 4 本再出資(未定)

当社株式が上場廃止となり、本株式併合の効力発生後に、野田氏が公開買付者祖父母会社に対して、本スクイズアウト手続を通じて取得した対価の範囲内で、その一部を出資。

<中略>

## 5 本資金提供、本減資等、本自己株式取得(2026年8月上旬)(予定)

本自己株式取得を実行するための資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的とする本資金提供及び本減資等の実施、並びに本公開買付けの成立及び本スクイズアウト手続の効力発生を条件として当社による不応募合意株式の取得を目的とした本自己株式取得の実施。なお、本貸株を行った上で、第2回株式併合を実施する場合、本株式併合の効力発生後に本資金提供、本減資等及び本自己株式取得を実施。

<中略>

## 6 本三角株式交換(未定)

本スクイズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、公開買付者及び当社従業員持株会は、当社従業員持株会が当社株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者が所有する公開買付者祖父母会社の A 種種類株式を受け取ることを目的とした本三角株式交換の実施。

<中略>

(注12) 当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同しなかった場合、本三角株式交換は実施しないとのことです。

## 7 本三角株式交換実施後(未定)

本三角株式交換実施後、公開買付者祖父母会社の株主は MBK ファンド、野田氏及び当社従業員

持株会となる予定。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、当社の代表取締役社長である野田氏が代表取締役を務めている、2026年2月10日に設立された株式会社であり(注1)、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している当社株式を取得及び所有することにより、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)を実施し、その後当社の事業を支配及び管理することを主たる目的としているとのことです。

本公開買付けは、以下に詳述するとおり、マネジメント・バイアウト(MBO)の一環として、当社取締役会の賛同のもと、友好的に当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式(以下に定義します。)、及び従業員持株会保有株式(以下に定義します。))を除きます。)を取得するために実施されるとのことです。

<中略>

(注3) 本取引後、野田氏は、本再出資(以下に定義します。以下同じです。)を通じて公開買付者祖父母会社の所有株式数を増加させる予定であるとのことです。なお、本再出資の具体的な条件は未定ですが、本再出資後における、野田氏の公開買付者祖父母会社に係る所有割合は0.5%未満となる想定です。また、当社従業員持株会についても本三角株式交換(以下に定義します。以下同じです。)を通じて公開買付者祖父母会社の(共同)株主となる予定であるとのことです。詳細は後述いたします。

<中略>

なお、公開買付者らは、以下に詳述するとおり、本日、当社の従業員をその会員とする当社従業員持株会に対し、本従業員持株会継続保有を提案していたところ、当社従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同したとのことです。本スクイーズアウト手続後に、当社従業員持株会は、MBK ファンド、野田氏とともに、公開買付者祖父母会社を通じた当社への出資を継続することとなるとのことです。

<中略>

また、本公開買付けに際し、公開買付者は、2026年3月24日付で、2025年9月30日現在において当社の筆頭株主である大東建託株式会社(以下「大東建託」といいます。)(所有株式数:31,805,100株、所有割合:35.12%)との間で、大東建託が所有する当社株式の全て(以下「不応募合意株式」といいます。))について、本公開買付けに応募しないこと、本臨時株主総会(下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。))において、大東建託が所有する全ての当社株式に関して、本株式併合に関する議題に賛成すること、また、本株式併合の効力発生後に当社が実施する本自己株式取得(以下に定義します。以下同じです。))に応じて大東建託が所有する不応募合意株式の全てを売却すること等を内容に含む取引合意書(以下「本取引合意」といいます。)を締結しているとのことです。

<中略>

さらに、公開買付者は、当社の従業員に対し、当社の企業価値向上に向けた共通のインセンティブをより多く有してもらうことを企図し、2025年9月30日現在において、第5位株主である当社従業員持株会(2026年2月28日時点における所有株式数:2,382,144株、所有割合:2.63%。なお、当社従業員持株会からの退会者が生じる等により、この所有割合は変動する可能性がございます。))に対し、本日、大要以下のとおり、当社株式(又は公開買付者祖父母会社の株式)の継続保有に係るアレンジメントを提案し、当社従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同したとのことです(以下、当該アレンジメントを「本従業員持株会継続保有」といいます。))。

- ・ 当社従業員持株会が所有する当社株式の全て(以下「従業員持株会保有株式」といいます。なお、公開買付届出書の訂正届出書提出日現在において当社従業員持株会の所有株式数は2,321,240株、所有割合は2.56%とのことです。))について、本公開買付けに応募しないこと、並びに会員による抛出及び従業員持株会による定期買付が停止されること

- ・ 第2回株式併合(以下に定義します。)が実施される場合には、それに先立ち、本貸株(以下に定義します。)を実施すること
- ・ 本スクイーズアウト手続後、本三角株式交換を実施すること

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(注5)(26,115,700株(所有割合:28.84%))に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、当社株式の非公開化を目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(26,115,700株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

(注5) 買付予定数の下限(26,115,700株)は、当社の議決権数(本基準株式数に係る議決権の数である(905,506個)に3分の2を乗じた数(603,671個。小数点以下切り上げ。))から不応募合意株式(31,805,100株)に係る議決権数(318,051個)、従業員持株会保有株式に係る議決権数(23,212個)及び当社の取締役に対して譲渡制限付株式報酬として付与された当社の本譲渡制限付株式(注6)(125,241株)に係る議決権数(1,251個)を控除した議決権数に100を乗じた数(26,115,700株)を設定しているとのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。)を取得出来なかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対して、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者、大東建託及び当社従業員持株会(以下「残存予定株主」と総称します。)のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として本株式併合の実施を想定しているため、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に残存予定株主が当社の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためであるとのことです。また、本株式併合後において、当社に残存予定株主以外の株主が存在する場合は(以下、当該株主を「多数保有株主」といいます。)、当社において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、また、本自己株式取得を行った上で、公開買付者及び当社従業員持株会は、本スクイーズアウト手続の一環として、当社従業員持株会が貸主、公開買付者が借主となり、所有する当社株式の全てを公開買付者に貸し出した上で、再度当社株式の併合(以下「第2回株式併合」といいます。)を行い、第2回株式併合の効力発生後、公開買付者が当該借り受けた当社株式を当社従業員持株会に返還する取引(当該貸出し及び返還の取引を以下「本貸株」といいます。)を通じて、当社の株主を公開買付者及び当社従業員持株会のみとするための手続を実施することを予定しているとのことです。なお、貸株料等の本貸株の条件は本日現在未定とのことです。また、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定していないとのことです。

<中略>

最後に、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、また、当社において有価証券報告書提出義務の免除を受けた上で、公開買付者及び当社従業員持株会は、当社従業員持株会が当社株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者祖父母会社のA種種類株式(以下「本A種種類株式」といいます。)を受け取ることを目的とした三角株式交換(具体的には、公開買付者を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とし、株式交換の対価を公開買付者が所有する本A種種類株式とした上で、これを株式交換の実施時点における当社の株主である当社従業員持株会に対して

交付する株式交換を指します。以下「本三角株式交換」といいます。また、対価を種類株式としている理由は、当社従業員持株会が所有することになる公開買付者祖父母会社の株式に関しては、本三角株式交換の実施以降に当社従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を定めるために、普通株式とは異なる仕組みを設定する必要があることによるとのことです。)を実施し、当社従業員持株会と MBK ファンドとの間で公開買付者祖父母会社に係る株主間契約を締結する予定であるところ、その内容は本日現在未定であるとのことですが、今後当社従業員持株会と協議しながら決定する予定であるとのことです。なお、本三角株式交換の具体的な日程については本日現在未定であるとのことです(注8)。さらに、本 A 種種類株式の内容は本日現在未定であるとのことですが、基本的には普通株式と同じ内容とした上で、本三角株式交換の実施以降に当社従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を今後当社従業員持株会と協議しながら決定する予定であるとのことです。

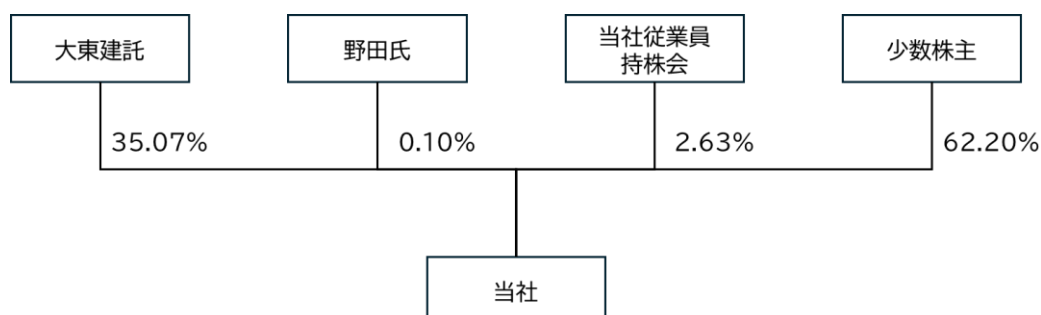
(注8) 本三角株式交換は、当社従業員持株会による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであり、本三角株式交換の株式交換比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性の趣旨に反しないよう、当社株式の価値は本公開買付価格を上回らない価格で評価(但し、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定であるとのことです。)の上で、本公開買付価格よりも有利な条件とならない株式交換比率を設定するとのことです。なお、本三角株式交換は、当社従業員持株会として一体的に当社株式を継続保有することで、当社の従業員の中長期的な経営参画意識を維持・強化するとともに、マネジメント・バイアウト(MBO)後の事業運営の安定性を確保することを企図するものであるとのことです。また、野田氏による再出資の条件は本日現在未定であり、かつ、当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同している公開買付届出書の訂正届出書提出日以降であっても、当社従業員持株会から退会者が生じる等により、当社従業員持株会の当社株式の所有割合は変動する可能性があり、ひいては本三角株式交換実施時に当社従業員持株会が所有する公開買付者祖父母会社の株式数も変動し得ることから、本三角株式交換後の所有割合を特定することができず、以下のスキーム図等において、本三角株式交換後については、公開買付者祖父母会社の各株主に係る所有割合の記載を省略しているとのことです。

現在想定されている、本取引の各手続の概要は以下のとおりとのことです。

[本取引のスキーム図]

#### 1 本公開買付けの実施前

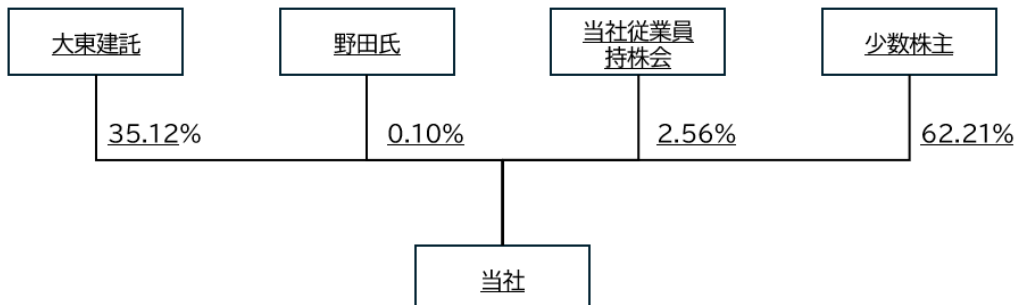
2026年2月28日時点において、大東建託が当社株式 31,805,100 株(所有割合(注9): 35.07%)、野田氏が 92,465 株(所有割合:0.10%)、当社従業員持株会が 2,382,144 株(所有割合:2.63%)、少数株主が 56,411,515 株(所有割合:62.20%)を所有。



(注9) スキーム図1における「所有割合」とは、当社が 2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された 2026年2月28日現在の当社の発行済株式総数(94,741,793株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(4,050,569株)を控除した株式数(90,691,224株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。なお、スキーム図2及びスキーム図3における「所有割合」とは、上記「1. 公開買付者の概要」の注に定義されるものをいいます。

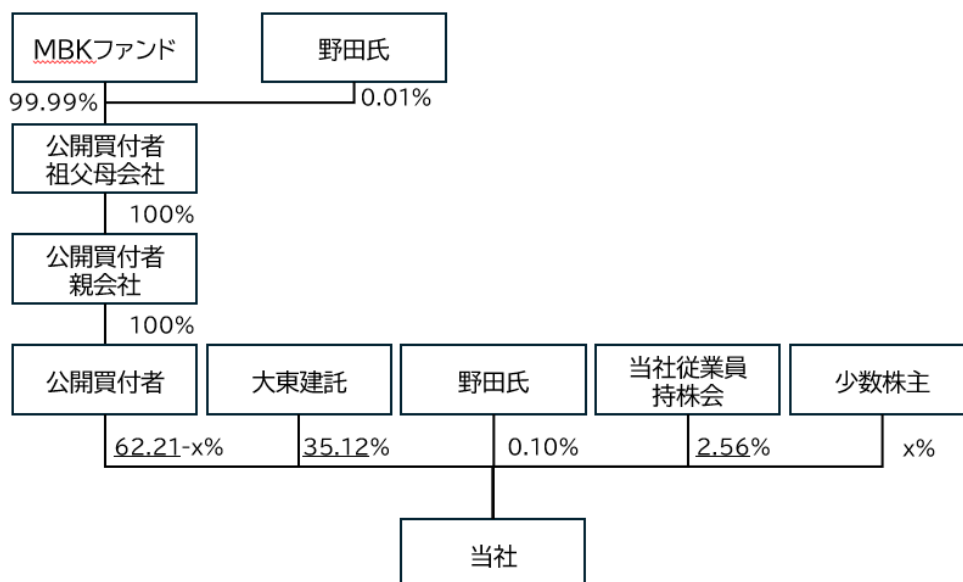
2 当社従業員持株会による本従業員持株会継続保有への合意後(公開買付届出書の訂正届出書提出日現在)

公開買付届出書の訂正届出書提出日現在において、大東建託が当社株式 31,805,100 株(所有割合:35.12%)、野田氏が 92,465 株(所有割合:0.10%)、当社従業員持株会が 2,321,240 株(所有割合:2.56%)、少数株主が 56,331,819 株(所有割合:62.21%)を所有。



3 本公開買付けの成立後(2026年5月中旬)

公開買付者は、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。)を対象に本公開買付けを実施。本公開買付価格は 1,119 円。



(注10) 公開買付者祖父母会社に係る MBK ファンドの所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入した場合に 100.00%となりますが、便宜上 99.99%と表記しているとのことです。以下、「4 本スキーズアウト手続(本株式併合後)(2026年8月上旬)(予定)」においても同じです。

4 本スキーズアウト手続(本株式併合後)(2026年8月上旬)(予定)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。)を取得できなかった場合は、本公開買付けの成立後、当社に対して本株式併合の手続の実行を要請し、当社の株主を残存予定株主のみとするための一連の手続を実施。

<中略>

5 本再出資(未定)

当社株式が上場廃止となり、本株式併合の効力発生後に、野田氏が公開買付者祖父母会社に対して、本スキーズアウト手続を通じて取得した対価の範囲内で、その一部を出資。

<中略>

6 本資金提供、本減資等、本自己株式取得(2026年8月上旬)(予定)

本自己株式取得を実行するための資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的とする本資金提供及び本減資等の実施、並びに本公開買付けの成立及び本スクイズアウト手続の効力発生を条件として当社による不応募合意株式の取得を目的とした本自己株式取得の実施。なお、本貸株を行った上で、第2回株式併合を実施する場合、本株式併合の効力発生後に本資金提供、本減資等及び本自己株式取得を実施。

<中略>

7 本三角株式交換(未定)

本スクイズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、公開買付者及び当社従業員持株会は、当社従業員持株会が当社株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者が所有する公開買付者祖父母会社のA種種類株式を受け取ることを目的とした本三角株式交換の実施。

<中略>

8 本三角株式交換実施後(未定)

本三角株式交換実施後、公開買付者祖父母会社の株主は MBK ファンド、野田氏及び当社従業員持株会となる予定。

<後略>

(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(変更前)

公開買付者は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社株式を非公開化する方針であり、本公開買付けにおいて、公開買付者が当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除くとのことです。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社において以下の手続の実施を要請する予定であるとのことです。

具体的には、会社法第180条に基づく当社株式に係る株式併合(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を当社に要請する予定であるとのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本決済開始日の近接する日(本日現在において、2026年5月中旬を予定しているとのことです。)が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定であるとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び大東建託は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026年7月上旬を予定しているとのことです。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社株式を非公開化する方針であり、本公開買付けにおいて、公開買付者が当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除くとのことです。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社において以下の手続の実施を要請する予定であるとのことです。

具体的には、会社法第180条に基づく当社株式に係る株式併合(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を当社に要請する予定であるとのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本決済開始日の近接する日(本日現在において、2026年5月中旬を予定しているとのことです。)が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定である

とのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者、大東建託及び当社従業員持株会は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026年7月上旬を予定しているとのことです。

<後略>

#### 4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

##### (3) 本取引合意

(V) その他  
(変更前)

<前略>

このほか、本取引合意においては、公開買付者が本公開買付けを開始する前提条件、かかる前提条件の充足を条件として公開買付者が本公開買付けを実施する義務、契約上の義務又は表明保証事項(注2)の違反が生じた場合の補償義務、秘密保持義務及び契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止義務を合意しているとのことです。なお、公開買付者は、大東建託の事前の書面による承諾がない限り、本公開買付けの買付予定数の下限の変更を行うことができないものとされているとのことです(当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合における従業員持株会保有株式の数の範囲で下限を引き下げる場合を除くとのことです)。

<後略>

(変更後)

<前略>

このほか、本取引合意においては、公開買付者が本公開買付けを開始する前提条件、かかる前提条件の充足を条件として公開買付者が本公開買付けを実施する義務、契約上の義務又は表明保証事項(注2)の違反が生じた場合の補償義務、秘密保持義務及び契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止義務を合意しているとのことです。なお、公開買付者は、大東建託の事前の書面による承諾がない限り、本公開買付けの買付予定数の下限の変更を行うことができないものとされているところ、2026年4月2日付で当該承諾を取得しているとのことです(当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合における従業員持株会保有株式の数の範囲で下限を引き下げる場合には当該承諾の取得を要しない旨定められていたとのことですが、公開買付届出書の訂正届出書による下限の引き下げは、それに加えて2026年3月1日から同年3月24日までの当社による自己株式取得並びに同年2月26日及び2月27日を約定日とする自己株式取得を考慮しており、当該範囲を超えるものですので、原則どおり当該承諾を取得しているとのことです)。

<中略>

##### (6) 当社従業員持株会による本従業員持株会継続保有に対する賛同

公開買付者は、当社従業員持株会に対し、本公開買付けの公表日である2026年3月24日において、本従業員持株会継続保有を提案し、当社従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同したとのことです。詳細については、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」をご参照ください。

以上

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である当社株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。)第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の役員並びに関係者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第 27A条及び米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第 21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、当社又はそれらの関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者又は当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社及びそれらの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者(その関係者を含みます。)、当社及び大東建託の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関係者を含みます。)は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則 14e-5(b)の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の開示方法)においても開示が行われます。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。